

みわ陽子議員の討論

議案第22号江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと議案第23号江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改訂については関連がありますので、日本共産党江南市議団を代表して一括で反対討論をおこないます。

今回の条例の一部改訂は国の基準の変更に伴って、市の条例を改訂するものです。まず代替保育連携者の確保、すなわち小規模保育園の職員が病気、休暇などでその施設で保育できなくなった時に代わりに保育する施設をあらかじめ用意することですが、これが今までは確保することとなっていたものを著しく困難なときは確保しなくてよいと緩和しました。

また3歳になって次の保育施設に移る場合にその施設(例えば幼稚園、保育所、認定保育園など)を連携施設といいます。この連携施設の確保が認可の条件ですが、すぐに確保できなくてもよいということで、2019年の条例制定から猶予をはじめ5年としていたものをまだ確保の見通しがないということで、5年後に10年に延ばし、今回さらに15年に延ばして認可条件から外しています。

連携施設が確保されていないということは、保護者が働きながら、3歳から行く保育園を自分で探さなければならないということです。

現在江南市では連携施設が確保できないようなことはないとのことですが、今後2歳以下のだれでも通園制度などが始まり、これら小規模保育園が多く作られた場合このような規制緩和によって困る保護者が出てくる可能性もあります。

今の状況にあわせて、基準や条例を変えていくことは子どもや保護者の立場で安心・安全の体制をつくることに反することになる可能性があります。

国の基準に合わせて市として条例を変えざるを得ないということもわかりますが、市民のためになる改訂とはいえ、国に従うだけでなく、国に対してもの言える地方自治の在り方を求める立場が必要であることから議案第22号、議案第23号に反対します。